

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立健康危機管理研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、次のように公表します。

I 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(令和8年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目毎に判断の基準(判断の基準の事項の中で「基準値1」及び「基準値2」が設定されている特定調達品目については、「基準値1」とする。)を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規程された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮することとする。

1. 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙) 印刷用紙 (塗工されてない印刷用紙、塗工されている印刷用紙) 衛生用紙 (トイレトペーパー、ティッシュペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削(手動)
OAクリーナー(ウエットタイプ)
OAクリーナー(液タイプ)
ダストブローワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター(枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり(液状)(補充用を含む。)
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)
のり(固形)(補充用を含む。)
のり(テープ)
ファイル
クリアーホルダー
クリアーファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム(台紙を含む。)
つづりひも
カードケース
事務用封筒(紙製)
窓付き封筒(紙製)
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
テープ印字機等用カセット
テープ印字機等用テープ
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機(手動)
名札(机上用)
名札(衣服取付型・首下げ型)
鍵かけ(フックを含む。)
チョーク
グラウンド用白線
梱包用バンド

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示版 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電気レンジ	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー(家庭用) エアコンディショナー(業務用) ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球型LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

12. 自動車等

自動車 (乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ) 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目および当該年度より新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

13. 消化器

消化器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14. 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18. 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 地中熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 低放射フィルム 日射調整フィルム Web会議システム テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
節水機器 給水栓	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

20. 公共工事

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ特定調達物品等の調達を推進する。

21. 役務

省エネルギー診断 庁舎等において営業を行う小売業務 自動車専用タイヤ更生 食堂	調達の予定はない。
印刷 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送(自動車) クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、環境物品を調達するように努める。OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達に関する事項

1. オフィス家具等については、出来る限り修理等を行い長期間の使用に努める。
2. 調達する品目に応じて、出来る限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
3. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するように働きかける。
4. 本調達に基づく調達担当窓口は、危機管理・運営局事務総局財務経理部調達企画課及び国立感染症研究所総務部会計課とする。